

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)

給水装置工事主任技術者等に対して、外部機関による研修、自社内研修の機会を確保するよう努めなければならないことになっています

水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

※該当する□に☑チェックをつけてください。

受講者名(公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
	☐ 自社内研修 研修内容：	年 月 日
	☐ 外部機関研修(実施機関名)： 研修内容：	
	☐ 自社内研修 研修内容：	年 月 日
	☐ 外部機関研修(実施機関名)： 研修内容：	
	☐ 自社内研修 研修内容：	年 月 日
	☐ 外部機関研修(実施機関名)： 研修内容：	
	☐ 自社内研修 研修内容：	年 月 日
	☐ 外部機関研修(実施機関名)： 研修内容：	
	☐ 自社内研修 研修内容：	年 月 日
	☐ 外部機関研修(実施機関名)： 研修内容：	

研修会名・実施団体・受講年月日等内容の公表	公表の可否	☐ 可 ☐ 不可
-----------------------	-------	--

※公表には、市ホームページ等への掲載を含みます。

※公表を可としている事項であっても公表しないことがあります。

※自社内研修については、研修内容を記入してください。

※外部機関の研修を受講した場合は、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。